住宅手当支給規程

（目的）

第１条　本規定は社員に対し支給する住宅手当について定める。

（資格要件）

第2条　住宅手当は大阪市住之江区南港中の賃貸住宅（借上社宅、寮等は除く）に

住居している世帯主に限る。ただし、非常勤者は対象外。

（支給額）

第3条　住宅手当の支給月額は次の通りとする。

　　　　　　　　月額　　２万円

（定義）

第4条　本規定で世帯主とは、自己名義の借家に住居する者をいう。

（申請手続）

第5条　住宅手当を支給しようとする者は、次に揚げる書類を添付して別に定める

　　　　「住宅手当支給申請書」を法人に提出しなければならない。

1. 住民票記載事項の証明書
2. 家屋賃貸借契約書またはそれにかわる書類

　　　　2　法人は申請を受理したときは審査の上受給資格を認定し、申請を受理した日の

　　　　　　翌月度から住宅手当の支給を開始または変更するものとする。

（資格喪失）

第6条　住宅手当の受給資格を喪失した場合には直ちに別に定める「住宅手当喪失届」を

　　　　法人に提出しなければならない。

　　　2　法人は前項の届出を受理したときは、その事実が発生した日の翌日度から

　　　　　住宅手当の支給を停止する。

（不正・錯誤による受給）

第7条　住宅手当の支給が故意または錯誤に基づく場合にはこれを取り消し，既に支給した分を返納させる。

（支給期間）

第8条　基本的に1年ごとの更新であるが法人が極度の経営不振に至った場合、および

法人が必要でないと判断した場合はやむなく支給停止となる。

附則

（実施期日）

　本規定は、平成29年　7月16日より1年間実施する。それ以後はその都度法人の財務状況、利用者の評判等を鑑みて決定していく。